

偏見・差別の実態と取組等に 関する調査結果

(構成員) 鈴木 英敬 三重県知事 提出資料

発表項目

I. 偏見・差別の実態

- 感染者・濃厚接触者やその家族等に対する事例
- 医療従事者に対する事例
- 社会福祉施設、事業者、エッセンシャルワーカー等に対する事例
- 県外在住者等に対する事例
- インターネット上の不適切な書き込みの事例
- その他特筆すべき事例

2. 新型コロナウイルス関係の相談件数集計

3. 各都道府県の取組

- インターネット上の不適切な書き込みに対する取組
- 啓発・教育等の取組

4. 偏見・差別の実態やこれまでの取組を踏まえた分析等

1. 偏見・差別の実態～感染者・濃厚接触者やその家族等に対する事例～

No.	具体的な内容
1	感染者が、仕事で着用する制服を、家族に頼んで市内のクリーニング店に持っていってもらったところ、感染者の職場にクリーニング店から連絡があり、「コロナの洗濯はできません」「洗濯物を取りに来てください」と言われたとのことであり、本人氏名が公表されていないにも関わらず、個人が特定されている状況である。
2	住民から、「新型コロナウイルスに感染したとする貼紙が見つかった」との通報があった。貼紙には3人の氏名と年齢が記載され、同市の民家の壁などで複数枚見つかった。これを受け、人権啓発担当部署は記者発表を行い、正確な情報に基づく冷静な行動の呼びかけ、HP上に相談窓口一覧の掲載を実施した。
3	県人権センターに「コロナに感染していたことを会社に話すと、来なくていいと言われるか不安である」、「コロナにより入院したことから、会社から雇い止めを受け、退職することになった」といった相談があった。
4	市内のレストランにおいて、感染者が在籍する大学と同じ大学の「関係者入店遠慮」の貼紙が貼られていた。翌日、市から「人権への配慮」を店側に要請し、撤去。
5	市内の大学のクラブ活動関連施設でクラスター事案が発生し、同大学の学生等が不当な扱いを受ける事案が発生。これを受け、大学と市が共同会見を開いて冷静な対応を呼びかけた。

- 新型コロナウイルス感染症に対する忌避意識から、感染者やその家族等が不当な差別、誹謗中傷を受ける事案が多数発生。
- 生活の維持に必要なサービスを享受できない、店舗利用を拒否されたといった実害が生じており、退職に追い込まれたなど、当人の人生に大きく影響を及ぼした事例も発生。

1. 偏見・差別の実態～医療従事者に対する事例～

No.	具体的な内容
1	患者と医師の感染が明らかになっていた県内の総合病院において、 感染者の濃厚接触者ではないスタッフが、子どもの学童保育や保育所の受け入れを断られたり、配偶者が職場から出勤停止を命じられたり した。これを受け、 市教育委員会 は、市内の認可保育所や幼稚園などの施設長に対し、新型コロナへの対応を文書で通知し、 風評被害防止の要請 を実施した。
2	県内の重点医療機関が職員に実施したアンケートにおいて、 スタッフの子どもが、同級生 に「お前の母さん、病院で働いてるんだろ。 菌持ってくるんじゃない 」と言われたとの回答や、 委託業者が病院内の点検や廃棄物の処理に難色 を示しているなど 風評被害 の回答が確認された。
3	新型コロナウイルス感染症による県内病院への影響調査の中で、 病院職員が、店舗の予約拒否、保育園卒園式への出席拒否、タクシーの乗車拒否 に遭ったという回答があった。これを受け、 県では、理美容・保育・交通関係の事業者団体を訪問 し、医療従事者等に対する不当な差別・偏見・心ない言動の防止について、各団体・組合員への周知を直接依頼した。
4	「医療従事者であることを理由に、(相談者の) 身内の葬儀への参列を断られた 」との相談が寄せられた。
5	病院が工事を発注しようとしたら業者に断られた 。これらの偏見差別の情報や患者の急増を受け、知事は、記者会見にて 医療従事者 への偏見をなくすように強く訴えた。

○医療従事者やその家族に対して、いじめ、生活の維持に必要なサービスの提供拒否、保育園への登園拒否、行事への参加拒否等の差別事例が全国で多数発生。

○医療従事者を応援する気運の醸成、事業者団体(理美容・保育・交通等)への働きかけ、人権への配慮に関する教育等の強化が必要。

1. 偏見・差別の実態～社会福祉施設、事業者、エッセンシャルワーカー等に対する事例～

No.	具体的な内容
1	集団感染が発生した社会福祉施設から、「公表後、施設へのいたずら電話が10数件、施設職員の家族に対する感染発生に関する苦情電話1件、地域住民から説明会をしないのかという電話1件があった。」という報告があった。これを受け、県担当課は、地域住民向けの説明をホームページ等を活用して行うことなどを助言した。(施設はホームページへの掲載及び地域住民への回覧による情報提供を実施)
2	SNSに「感染源の店」「コロナ患者が働いている」「コロナ患者が立ち寄った店」などの書き込みがされたという相談があった。
3	警察官は不特定多数の県民と接触する職種のため、警察官からの感染を不安視してか、「この時期に街頭活動(交通取締り、巡回連絡等)は必要なのか」等の連絡があった。
4	4月上旬、感染拡大地域に仕事で往来する運送業(エッセンシャルワーカー)の保護者に対し、学校長が、児童・生徒の自宅待機を要請した。これに対し、勤務先の会社が「職業差別につながりかねない」と学校と市教委に見解を示すよう求めた。
5	県民から、「長距離トラックで東京、大阪等に行くのだが、社内で病原菌扱いをされる。労基に相談して社長へ注意してもらったが、特定の人間が徒党を組んで、モラルハラスメントを止めない。無症状だがPCR検査を受けて無実を証明したい。」との電話相談があった。これに対し、市町の人権担当課もしくは法務局に相談を勧めた。

- 感染者が発生・利用した施設や店舗等において風評被害や問い合わせ対応、デマに苦慮する事例が多数あった。
- 不特定多数の人と接する、または県境を跨ぐといった業務を行う方々への「職業に対する偏見」が発生。

1. 偏見・差別の実態～県外在住者等に対する事例～

No.	具体的な内容
1	隣県在住の県内大学に通う子どもの父親からの相談。お盆に 子どもが帰省 し、昨日県内のアパートに戻ったところ、 玄関ドアに生卵が投げつけられ 、殻が散らばっていたうえ、 郵便受けの中に生卵がつぶして流し込んでいた 。コロナに関する嫌がらせだと考えられ、大家さんに連絡すると、自分で対応するよう言われ、不動産屋に連絡したところ、警察に連絡しておくと言われた。
2	感染流行地に居住する相談者 が、当該市在住の 両親宅に帰省 しようとした際に、 両親が利用している複数の介護保険事業所 から「 帰省したらサービスを中止する 」旨の発言を受けた。 これを受け、当該 市の担当課 は、市内の介護保険施設・事業所に対し、やむを得ない事情により県外の家族等との接触があった場合でも、感染疑いや発熱等の症状が無い場合には、十分な感染防止対策を行ったうえ、利用者に対して必要な 介護サービスを継続的に提供する旨の通知を発出した 。
3	「『夫の職場が感染者が確認された地域にある』ということを理由に差別を受け、 仕事をクビ になった。こういうことがあるということを知っておいて欲しい。」という相談が寄せられた。これに対して、相談者に対しての丁寧な傾聴及び寄り添った対応、広報による継続的な啓発等呼びかけを実施した。
4	他県から転勤 により令和元年10月から本県に住んでいるが、中学生と小学生の子ども達が「 コロナ県 」と言われるなどいじめられたり、 県外ナンバーの車 を見て「 観光自粛なのに、県外から何しに来たのだ 」と言われたりした。
5	感染者が多く発生した市から 隣接市のスポーツ教室 に通っていたところ、 隣接市の保護者からの苦情で通えなくなってしまった (9月)。

- 県外在住者や県外ナンバー車所有者等に対しても、偏見・差別言動、サービスの利用拒否、いじめ、不当な解雇事例等が確認されている。
- 同一県内であっても、感染が確認された地域に対する偏見・差別が生じ、地域間の分断と軋轢が生まれている。

1. 偏見・差別の実態～インターネット上の不適切な書き込みの事例～

No.	具体的な内容
1	SNS上で、感染者が発生したスポーツ教室の参加者が通う学校名や写真、複数の感染者が発生したという内容が拡散されているという電話連絡があり、不確かな情報に惑わされないように冷静な対応をするよう依頼した。
2	退院した患者に関し、SNS上で自殺したとデマが出回ったため、(県の)別件での記者会見の際に否定了。
3	市内で感染者が確認され、公表された情報から感染者とは全く関係のない方が感染者であるという誤った情報がインターネット上の掲示板等で拡散され、その影響によりその方が営む商店への来客が大幅に落ち込んだ。

- インターネット上で実名や写真が拡散され、感染者や関係者が偏見・差別に苦しんだ事例が相次いで発生。また、事実とは異なる情報が流布し、風評被害により営業が困難となる事例もあった。
- 詐謗中傷に苦しむ姿を目の当たりにした感染者が、情報提供を拒む事例もあり、感染防止に必要な情報の提供が困難となることや、受診控え等が懸念される。

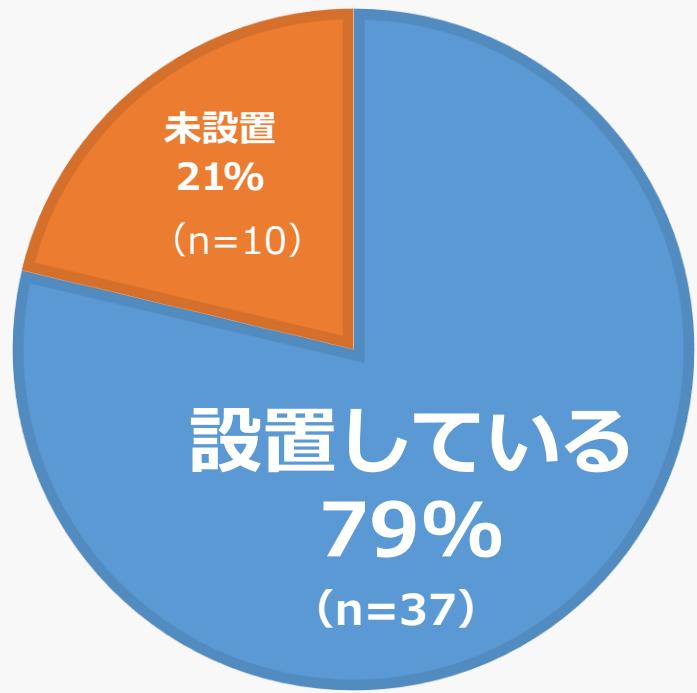
1. 偏見・差別の実態～その他特筆すべき事例～

No.	具体的な内容
1	相談者本人には感染事実はないが、親族の同僚などが感染したことや新型コロナが発生した店を訪れたことなどを理由に叱責・誹謗中傷を受けたうえ、会社から休業を命じられた。(複数件相談あり)
2	8月下旬に新型コロナウイルス感染症が流行している県に4泊5日の家族旅行をしたところ、旅行から帰った後、感染症の症状がないにもかかわらず、近所の者から感染者と決めつけられた等の誹謗中傷を受けたり、子どもが通う学校の保護者から子どもを通学させていることに関する苦情を受けたりした。また、職場(介護職)からは2週間仕事を休むよう言われた。
3	8月末に県外へ旅行に行くことを母子ともに事前に周囲に話していたところ、子どもは友だちから責められ、母親は職場や子どもの友だちの母親から責められた。周りからはひどく言わされたが、保健所の職員には励まされた。
4	マスクをして飴玉を口に含みながら買い物していたところ、誤って飲み込んでしまい、咳こんでしまった。後ろから、老夫婦が追いかけてきて、「おまえ、コロナにかかるだろう!(咳して)拡散してるだろうが!!」と、酷く叱責され、ショッピングカートを足の踵にぶつけられた。
5	新型コロナウイルスに関連して外国人に対し差別的な貼り紙をした店舗について、県と市にメールで相談が寄せられた。その後、市からその店舗に対し差別や偏見を助長する可能性について説明し、理解を得ることができた。
6	新型コロナウイルスの影響を鑑み会社が設定した体温測定による休暇取得基準のため、持病により平熱が高い相談者は自宅で療養しなければならないこともあった。そのため、体温測定をストレスに感じており、また上司から外出するなどと言われるなどの嫌がらせも受けているという相談が寄せられた。

- 感染事実がないにも関わらず、行動歴等によって差別を受けた事例や外国人等を対象とした差別などさまざまな事例が発生。

2. 相談窓口の設置状況

偏見・差別に関する相談窓口設置状況



※「未設置」と回答した自治体においても相談には対応

○既存の人権相談窓口において、新型コロナウイルス感染症に起因する偏見・差別相談を受け付けている自治体が多く、**10県**では**専用相談窓口**を設置。

○自治体によって、外国人向けの相談窓口、法律相談、児童生徒向けの相談窓口を設置。

外国人向け相談窓口の設置

3者間通訳を活用しながら生活相談とともに、偏見・差別事例に対する相談にも対応。

栃木県に住む外国人のための
新型コロナウイルス相談ホットライン

みやぎ外国人相談センター

多言語支援センターかながわ

みえ外国人相談サポートセンター (MieCo)

ひょうご多文化共生総合相談センター

LINE等も活用

児童生徒向け相談窓口の設置

神奈川県、長野県、岐阜県、兵庫県、徳島県、愛媛県等において児童・生徒向けに新型コロナウイルス感染症に起因する相談を受け付けている。

長野県

「児童生徒等のための新型コロナ差別・偏見等相談専用ダイヤル」を設置し、児童生徒や保護者の相談を受付。県の新型コロナ誹謗中傷被害相談窓口とも連携。

法律相談窓口の設置

東京都

東京都人権プラザにおいて、法律的な助言を行うことを目的として弁護士が相談を受け付けている。

京都府

京都弁護士会(京都府リーガルレスキュー隊)が人権侵害された方に司法的救済を中心にアドバイスする。

徳島県

あいぽーと徳島で弁護士会及び人権擁護委員連合会と連携して相談を受付。弁護士によるネット相談も実施。

2. 新型コロナウイルス関係の相談件数集計

調査
結果

- 36の自治体から新型コロナ関係の相談件数の集計を行っていると報告あり、総数は1,076件。
- 集計していない自治体もあり、相談受付体制や集計方法にも差があることから、実態は集計件数よりも多いと考えられる。

相談者
属性

- 感染者・濃厚接触者とその家族、医療・介護従事者が多い傾向にある。
- 「その他」には、県外ナンバー車所有者のほか、当事者ではない方等が含まれている。

相談
内容

- 多岐にわたる相談が窓口に寄せられているが、医療従事者・介護従事者は偏見に関する相談内容が多く、感染者やその家族、風評被害を受けた学校・企業等はインターネット上の書き込みなど誹謗中傷に関する相談の割合がやや多い傾向にあった。
- 相談内容の「その他」は誹謗中傷に対する不安、情報提供や意見等が含まれている。

相談者		感染者・濃厚接触者とその家族	医療・介護従事者等とその家族	(医療・介護を除く)エッセンシャルワーカーとその家族	風評被害を受けた学校・企業等の関係者	その他(「県外ナンバー」車の所有者他)	総数
相談内容	相談者						
デマや偏見に関する事		18	49	3	23	130	223
差別行為に関する事	商品・サービス等の提供拒否 (例:入店拒否、宿泊拒否等)	12	6	2	5	53	78
	個人や団体を誹謗中傷する	10	1	0	7	61	79
	(インターネット上の書き込み以外の)発言、落書き、手紙等	10	6	0	8	46	70
雇用に関する事		9	11	0	1	47	68
その他		12	5	1	2	538	558
総数		71	78	6	46	875	1,076

※分類困難として報告された件数は「その他」に計上している

3. 各都道府県の取組～インターネット上の不適切な書き込み対策～

分析と考察

全体像把握、
被害者救済に向けて

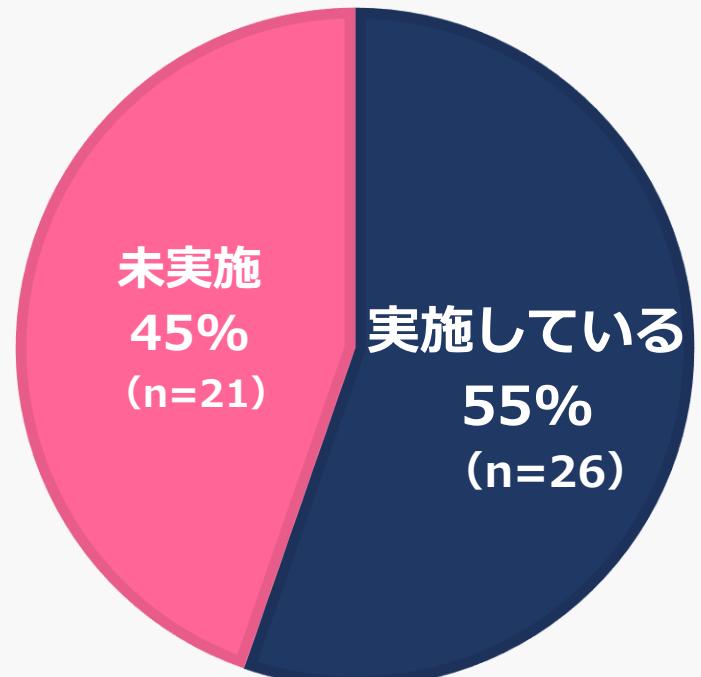
地域の実施状況に偏りがある

「実施している」と回答した都道府県のうち、
不適切な書き込みを発見したのは**50%**

全国的な導入が必要!

検知力の向上が必要!

ネット上の不適切な書き込み対策実施状況



※実施期間は都道府県によって異なる

取組の内容（複数回答あり）

偏見・差別に対する取組 (インターネット上の不適切な書き込み対策)	実施	備 考
ネットパトロール（学校・ 市区町村教育委員会等に 通知・対応支援するもの）	14	このうち、7県で専門員の設置または外 部委託をしている。 また、学校でのクラスター発生時に一定 期間実施するなど、スポット的に対応し ている県もある。
スクリーンショット等によ る証拠保全	5	
ネットモニタリングと削除 依頼（県が削除要請までを行 うもの）	12	・都道府県、市区町村、関係団体が連携し てインターネット上の人権侵害の把握を 実施 ・職員のほか都道府県内大学生も参加しモ ニタリングを実施
電子メールによる相談窓口	1	

○半数以上の都道府県において、ネットパトロール等を行い、インターネット上の**不適切な投稿を検索**。

○人権侵害の恐れがある投稿については、**画像等を保存し、法務局への通報や削除要請等を実施**。 9

3. 各都道府県の取組～インターネット上の不適切な書き込み対策～

具体的な取組と成果

山梨県

- 重大な事案が発生した場合、迅速に対処できるよう、甲府地方法務局、県弁護士会、県警察本部、県の4者による「**県民等の人権に関する関係連絡会議**」を設置し、各機関での**情報の共有や連絡体制を構築**した。(令和2年5月)
- サイバー犯罪対策に係る情報提供として、**県警サイバー犯罪対策室の持つネット書き込みに係る特性や動向についての情報を**、県等に対して適切に**提供**することで、県の情報収集等に対する**技術的なサポート**を行う。

連携体制
の整備

鳥取県

- 新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷など、インターネット上の**不適切な書き込み等**を**画像として保存**し、**訴訟の証拠品**にするため等、**被害者等の求めに応じて提供する。38件を保存。**
- 部落差別に関する**インターネットモニタリング・マニュアル(例)を活用**して、試験的に新型コロナ関係の書き込みについても削除要請を実施。令和2年7月～9月に**76件削除要請**を行い、**21件の削除を確認**した。

・被害者支援
・既存ノウハウ
の活用

香川県

- 県、県内市町及び民間団体で組織する「香川県人権啓発推進会議」**において、4月からネット上でのコロナハラスメントにつながる記載についてモニタリングを行い、人権上の問題があると考えられる記載については、**速やかに削除されるべきものとの考え方から、サイト管理者に情報提供**を行っており、これまでに**32件の情報提供**を行い、**4件が削除**された。
- 被害者に代わって削除要請できるのは、人権擁護機関の高松法務局であることから、サイト管理者において**自主的に削除されなかったもの**については、**高松法務局に伝えている。**

全県一体
となって
迅速に対応

3. 各都道府県の取組～啓発・教育等①～

啓発の取組

全ての都道府県内において偏見・差別、いじめの防止に向けた啓発を実施。

啓発手法

動画配信、テレビ・新聞・ラジオ広告、首長メッセージ、自治体公式アカウント、広報誌、ポスター・リーフレット作成、啓発キャンペーン等

取組内容	都道府県
県民が最前線で働く方々への感謝を歌唱とメッセージで伝える動画をテレビ番組とのコラボ企画として放映。	青森県
県内のプロスポーツ3チーム(サッカー、バスケ、ラグビー)に協力していただき、差別や誹謗中傷をしないよう呼びかける動画とポスターを製作する予定(令和2年10月以降)。	秋田県
○知事メッセージ動画「STOP!コロナ差別」を、サンガスタジアムや府内12か所の駅のデジタルサイネージで上映。 ○きょうと府民だよりにて、SNSでの心ない書き込み等、新型コロナウイルス感染症をめぐる人権について掲載。また、「コロナ差別をやめ、互いを思いやる社会を作ろう」とのテーマで、世界人権問題研究センター所長であり同志社大学の坂元茂樹教授のコラムを掲載。	京都府
「NO コロナハラスメント」啓発キャンペーンを実施(令和2年8月17日～)。 県内市町、香川県人権啓発推進会議(県、県内市町及び民間団体で組織)をはじめ、県内の企業など(団体、個人を含む)と連携して、“参加型・ボトムアップ型”的アプローチを組み込んだ啓発キャンペーンを実施。 ① 共通ロゴマークの無償提供 ② メッセージ動画の公開 ③ 大型立看板の設置 ④ ポスター掲示 ⑤ その他(ポップや小型ポスターの設置など) 毎日、少しずつキャンペーンへの参加団体・個人が増えている。商店街全体で参加する事例も。	香川県
外海離島にある与論町で発生したクラスター感染に対し、与論町長(新型コロナウイルス感染症対策本部長)が、自ら防災無線で、差別・偏見、SNSでの拡散防止について町民に呼びかけを行った。	鹿児島県 与論町 11

3. 各都道府県の取組～啓発・教育等 ②～

共同宣言の発出

県、市町村、関係機関が連携して気運醸成

取組内容

都道府県

医療や法律、人権擁護などの関係機関と有識者による『新型コロナによるいじめ・偏見・差別問題対策協議会』を立ち上げ、悩み苦しむ人を市町村と一緒にサポートする体制を構築。

山形県

県と県内25市町共同で『新型コロナとの闘いを乗り越えるオールとちぎ宣言』を採択、関係団体等へ周知。同宣言について市町とともに広報媒体等による周知、テレビ・ラジオCMの放送開始。

栃木県

トップ「コロナ・ハラスメント」宣言を、岐阜県知事及び県内42市町村長連名で実施(9月1日)。

岐阜県

『新型コロナからみんなを守る鳥取県民宣言』

3つの行動指針を掲げており、県HPや各種広報を通じて周知を行っている。鳥取県、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会、鳥取県市長会、鳥取県町村会の連名。(8月8日)

鳥取県

『新型コロナウイルスに関する差別的扱いや誹謗中傷から陽性者等を守る共同行動宣言』

鳥取県知事、県弁護士会会长、県警察本部長、地方法務局長の4者が署名。(9月10日)

条例の制定等

市町においても条例制定等

制度づくりを実施

都道府県

『下妻市新型コロナウイルス感染症関係者に対する思いやり条例』

同条例は感染者や家族、医療従事者らへの偏見や差別をなくすため、以下の内容で制定。

茨城県

下妻市

「市及び議会の責務、市民の役割を明らかにし、市民一人一人が思いやりの気持ちを持って人と接することにより、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的に、正しい知識の普及啓発を進める」

『鏡野町の新型コロナウイルス感染症に関する公表の考え方』を作成。

下妻市

茨城県

町職員の感染、町施設での感染者が発生した場合に、濃厚接触者に該当する可能性があるのかを知りたいという町民等の要望に応え、誤った情報の拡散を防止するために、

岡山県

鏡野町

「個人情報及び人権に配慮しつつ、町民と接触する職種(窓口業務等)であったか、又は大まかに施設のどのあたりのフロアで勤務していたか」

等について公表することを決定し、事前に職員・関係機関に周知を行った。

3. 各都道府県の取組～啓発・教育等 ③～

教育関係の取組

各都道府県内において、いじめ防止に向け、教材作成・活用や児童・生徒に寄り添った相談等を実施。

取組内容	都道府県
<p>○新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえたスクールカウンセラーの効果的な活用例について、県教育委員会が以下のとおり通知。</p> <p>□電話やICT機器を活用してのリモート相談の実施 □職員研修に活用する資料の作成・配付 □児童生徒の心のケア等についてまとめた文書の作成・配付</p> <p>○県教育委員会が新型コロナウイルス感染症に係る相談を受け止めるために「いばらき子どもSNS相談2020」の実施期間を以下のとおり拡張して実施</p> <p>・当初長期休業明け4回計100日間実施の計画を、5月以降年度末まで毎日実施。</p>	茨城県
<p>○教員向け授業サンプル動画「新型コロナウイルスに関する偏見や差別に立ち向かう」を作成。ウェブ上に公開(5月13日)。</p> <p>○児童生徒用学習教材「新型コロナウイルスと向き合い、乗り越えるために」を作成。「新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別の防止等の徹底について」の通知文とともに、各市町村教育委員会に活用を呼びかけ。県立高校では、全学校で取り組む(8月31日)。</p> <p>○児童生徒の心のケアや、感染者等に対する偏見や差別を防ぐ取組を促す教育委員会メッセージを、奈良県公立学校の教職員一人一人に直接メールで送信(9月10日)。</p>	奈良県
<p>人権教育資料「新型コロナウイルスのはなし」を作成。内容は、新型コロナウイルス感染症に関する誹謗や中傷は、「感染を恐れて、気付かないうちに、たたかう相手をウイルスから人に取り違えてしまっているために起こること」、「差別を恐れて適切な行動をとらなければ、更に感染の広がりにつながること」等に気付かせるとともに、各自ができるを考え、実践を促すもの。</p> <p>仕上げを絵本に近いものにして、親が子どもに読み聞かせるなど、学校以外においても様々な場面で活用しやすいようにした。本資料は、県内全ての小・中・高等学校、特別支援学校に配布した。(令和2年9月)</p>	長崎県

4. 偏見・差別の実態やこれまでの取組をふまえた分析、課題等 ①

偏見・差別の実態を踏まえた分析・考察

No.	意見内容
1	地方にあっては社会的なつながりが濃密で、顔の見える関係にあることから、感染者を「特定する」行動も問題と考えている。
2	学校で新型コロナウイルス感染者が出た際に新聞等で報道される場合はあるが、事実を伝えることの重要さと、その報道に過敏に反応し差別に繋がるような行為がおこる危険性について、どのように調整を図り、子ども達を守っていくかが課題である。
3	夏以降、主に感染拡大地域からの来訪者に対する偏見や差別（施設の利用拒否等）の相談が増加していると感じる。ただ、人権擁護の観点で問題があっても、感染症対策という側面との兼ね合いで相談対応に苦慮している。
4	正しい知識がない中で、国民の不安が増大し、結果としてあってはならない差別につながっていると考える。また、「正しい知識の普及」と「啓発」がこの差別をなくすための車の両輪と考える。
5	自治体の公表が患者特定の直接原因ではないにもかかわらず、そのように受け取られて疫学調査への協力が得られなくなる場合もある。
6	○本県は人口の少ない自治体が多く、感染者が特定されやすい状況から、感染者や家族、関係者に対する偏見・差別の未然防止のために、教育・啓発がこれまで以上に必要であると感じている。 ○感染者や家族、医療従事者等に対する差別や誹謗中傷は、人々の不安をあおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止への協力が得にくくなるなど、結果として感染拡大につながりかねないという悪循環が課題として見えてきている。
7	より住民に近い市町村間の取組について、温度差を感じている。

4. 偏見・差別の実態やこれまでの取組をふまえた分析、課題等 ②

課題及び提案等【啓発全般】

No.	意見内容
1	県内においては、若い世代よりも 40代以上による噂話の拡散 による差別や誹謗中傷が多いと見られるため、ウェブなどを活用した啓発よりも、 テレビCMや新聞広告、企業などと協力した啓発が効果的 と考えている。
2	県には、偏見・差別に対する法的措置権限がないことから、相談窓口や啓発活動により効果的に抑止できるよう取り組む必要がある。 現状では、 法務局や労働局、警察など法的措置が可能な機関と連携を強化 し対応。
3	県の広報媒体のみでの啓発効果には限りがあるが、県・市町共同して宣言を発出したことにより、市町での広報 はもとより、 スポーツチーム等民間団体などからも広報についての協力を得られるようになった 。より広い層への波及・浸透が期待できると考える。
4	オンラインを活用したより迅速な発信、新聞広報等を活用したより広い啓発 を進めるほか、県広報媒体を含め、関係機関・団体等の様々な媒体を活用し、効率的・効果的に情報発信していく必要がある。
5	新型コロナウイルス感染症に起因する偏見・差別は、 全く新しい課題であるため予算措置されていない 。
6	感染者ではないと判断される方からの相談がほとんど を占めており、 誰もが偏見・差別の対象となっている 実態がある。このため、これまで感染者や医療従事者、その家族等の人権への配慮について啓発していくが、 幅広く人権への配慮の啓発を進めていく必要がある と感じている。
7	偏見や差別をなくしていくため、様々な方法で啓発を行っているが、より効果的なものとしていくために、特に、人権侵害事案に対応している 法務省の人権擁護機関 (地方法務局)との 更なる連携強化 が必要。

4. 偏見・差別の実態やこれまでの取組をふまえた分析、課題等 ③

課題及び提案等 【インターネット上の不適切な書き込み対策】

No.	意見内容
1	インターネット上の誹謗中傷に関しては、モニタリング等の自治体単位での取組ではその効果が限定的であり、 全国的な取組が必要である と考える。
2	人権侵害が発生した場合は、 被害者を速やかに救済窓口に繋ぐ とともに、社会問題となっているインターネット上の悪質な書き込みについて、モニタリング等により察知し、 迅速に削除要請等の対応 を図るため、法務局等関係機関との連携を強化する 必要がある 。また、インターネット上の悪質な差別的書き込みの削除について、 実効性のある法制度の整備が必要である 。
3	コロナ禍にあって、 多数の誹謗中傷の発生懸念と、その内容も多様化していく懸念 がある。一層の啓発や、インターネット書き込みへの スピーディな対応 が可能となるような取組が 必要 と感じる。
4	インターネットやSNSを利用した偏見・差別的な行為は、その広がる速度が 早い 。迅速に対応できるよう プロバイダ制限責任法等の法令改正、人権救済システムの強化 が必要。

総括

偏見・差別の実態

- 未知のウイルスへの忌避意識から**感染者やその家族、医療従事者、県外在住者等**が誹謗中傷を受け、偏見・差別に苦しみ、**サービス利用拒否や解雇等の実害**を被った事例を多数確認。
- 感染の事実がない方であっても不当な扱いを受ける事例が散見されており、**誰もが当事者となる可能性**があることから、本事案は早急に取り組むべき問題である。

各都道府県の取組

- 偏見・差別の解消に向けて**関係機関と連携しながら、啓発、教育、共同宣言発出、条例制定等で気運醸成**を図り、相談対応やネット上の書き込み対策で被害者支援を行うなど、総合的に取り組んでいる。

偏見・差別の実態や取組をふまえた分析・課題

- 相談機関への接続、削除要請等において**迅速な対応**が可能となるよう、**実効性のある法制度の整備や関係機関（地方法務局、警察等）との連携強化等**が必要。
- 本事案は各都道府県の**知見共有等**によって**取組を強化**（ネット上の書き込み対策における検知力向上、全国的な導入等）しつつ、**息の長い対策**を講じていくべきである。

そのための
財政支援が必要！